給付様式第２３号の７

【作成対象】

子の出生の日又は出産予定日のうち早い日から起算して１４日を経過する日までに給付様式第２３号の２のいずれかに

該当することとなり、出生後休業をすることができる日数が１４日に満たなくなった場合に作成してください。

疎明書

私（組合員氏名）は、子（子の氏名）の出生日の翌日　　月　 日より後の日である　 　月　　 日に、以下の○を付けた事由に該当することとなりました。このことにより、子の出生後８週間の期間（注）に私の配偶者（配偶者の氏名）が育児休業をすることができる日数が１４日に満たなくなったことを疎明します。

１ 配偶者がいない

２ 配偶者が被保険者の子と法律上の親子関係がない

３ 配偶者から暴力を受け別居中

４ 配偶者が無業者

５ 配偶者が自営業者やフリーランスなど雇用される労働者でない

６ １～５以外の理由で配偶者が育児休業をすることができない

令和 　年 　月　 日

氏 名（自署）

公立学校共済組合兵庫支部長 様

※ ○を付けた事由に該当することが分かる書類を添付してください。（給付様式第２３号の２の該当する各項に記載の書

類）

（注）子の出生の日から起算して８週間を経過する日の翌日まで（出産予定日前に当該子が出生した場合にあっては当該

出生の日から当該出産予定日から起算して８週間を経過する日の翌日までとし、出産予定日後に当該子が出生した場

合にあっては当該出産予定日から当該出生の日から起算して８週間を経過する日の翌日までとする。） の期間をいい

ます。